# 第3回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和2年11月16日(月) 午前10時00分~午前12時00分

開催場所 長野県松本合同庁舎 502 号会議室

#### 出席者

【委員】神戸会長、伊佐治委員、瀬畑委員、三好委員、依田委員

【事務局】 (総務部情報公開・法務課)神事課長、山田企画幹ほか4名

### 1 開会

### 2 会議事項

(1) 文書の分類・保存期間の基準について

(神戸会長)

次第の2(1)の文書の分類・保存期間の基準について、事務局から説明をお 願いします。

### (事務局)

(資料1-1から資料1-3に沿って説明。なお、以下のとおり補足。)

○ 公文書管理規程において別表形式で規定する保存期間の基準については、 資料1-2の高知県の例を参考に基準表を作成する。

### (神戸会長)

ただいまの説明について、御質問・御意見ございますでしょうか。

### (瀬畑委員)

2ページに、「文書の類型が決まると保存期間が決まる仕組みになるよう、公文 書管理規程で定める保存期間基準表の記載だけでなく、所属ごとに作成する文書 分類表と組み合わせて」とありますが、文書分類表に何年保存ということを書く ということでしょうか。

#### (事務局)

現行の文書分類表を1ページ目で御覧いただきましたが、新しい制度においても表の形式としては保存区分を含めた分類表にする予定ですので、文書の分類だけでなく、公文書ファイル名、保存区分も記載する予定でおります。

### (瀬畑委員)

文書分類表と公文書ファイル管理簿とは何が違うのでしょうか。

### (事務局)

記載内容が若干違いますが、似たようなものではあります。新たに公文書ファイル管理簿を作って公表するという制度になりましたが、文書分類表は引き続き 作成する必要があると考えております。

### (瀬畑委員)

文書分類表は現在も作成されていて、公文書ファイルを作るときに、これは文書分類表のこの項目に当てはまるのでこういう名称にしましょう、という形になっているという理解でよろしいでしょうか。

### (事務局)

文書分類表は、公文書ファイルを作成するときにどういう分類をして保存区分 が何年かということを示す表です。

### (瀬畑委員)

保存期間の基準表を資料1-2の高知県のようにするとした場合、「特に重要なもの」「重要なもの」「その他」という一見すると基準がよくわからない状況になると思っていまして、文書分類表のところで最終的な保存年数が定まるということは、文書分類表自体は各所属で作れるということになります。公文書管理規程の別表として作成するなら審議会を通さなければいけませんが、文書分類表なら審議会を通さなくても直せることになります。そうなると、曖昧な基準を審議会に意見聴取しておいて、文書分類表は自分たちで自由に動かせるようにしているように見えます。一方、滋賀県の場合であれば、文書分類表は簡単には動かせない、逆に言うと融通が利かなくなるということになると言えます。その辺り、基準を変更するときに審議会を通すか通さないかの違いになってくると思うのですが、審議会の文書分類表に対する関わり方についてはどのように考えているのでしょうか。

# (事務局)

現在は、文書管理は内規で内部のものとして扱っていますので、文書分類表を公表するという仕組みがありません。新しい制度の公文書ファイル管理簿のようなものは、現行の仕組みにはありません。文書分類表だけだと各所属の判断で全てを決めていくという仕組みになってしまいますので、最低限のものとして文書規程の別表第4で、大くくりではありますが57の分類ごとに保存区分の目安の考え方は示してあります。ただ、それだけでは文書管理ができないため、各所属で文書分類表を作っております。今は文書管理のしやすさを優先していますので、分類表の区分については、あくまで保存期間基準表は目安として使いながら、各所属の判断で自由に分類をしているという状況にあります。今後は、県民に文書

管理の状況を公表するということで管理簿について条例で規定しまして、その記載事項については前回御意見をいただいたところです。ただ、管理簿は公表することを前提としたものであるのに対し、文書分類表は内部管理用に作成するものですので、そういう意味で管理簿の記載事項と分類表の記載事項には差があるところです。今後についても、分類表だけだと現在と同じことになってしまいますので、現在の文書規程の別表第4よりはきちっと基準があらかじめ決まっているという仕組みにしなければいけないという考え方の下で、審議会で御審議いただく公文書管理規程の中で基本的な部分は当然決めていかなくてはいけないと考えております。ただし、各所属で管理する文書は様々なものがありまして、国や条例先行県の例を見ても全てを公文書管理規程の別表で網羅するのは実際のところ難しいと思いますので、なるべく別表で基本的なところは規定した上で、それに縛られながら各所属で文書分類表を作るという仕組みにせざるを得ないと考えております。

別表の作り方として、資料1-2と資料1-3のどちらがいいかという議論に ついては、資料1-3の滋賀県の場合は、どういう文書を作るかということでは 高知県の表と比べると詳細な分類ができていると思いますが、事務を行う過程の 中で作成する文書を列挙しているものの、保存区分の扱いとしては全部一律30年 になっております。具体的に列挙されている過程をくまなく見ていった場合に、 保存期間の基準表としては大くくりになっているので、高知県のように必要性に 応じて文書分類表で適切な保存期間を設定できる表の方が使いやすいのではな いかと考えております。確かに高知県の表は「特に重要」「重要」という区分があ りますが、管理規程の中で細かく作り込んでいくのは難しいと思いますので、文 書分類表に紐づけて、小分類の公文書ファイルを分類するところで区分していく という考え方になります。また、見直しの最後のポイントで示したように、何も 目安がないと今と同じことになってしまいますので、いわば標準文書分類表とい いますか、あらかじめ私どもの課で標準的な考え方を整理した上で、それをシス テムの中で共通の分類表として使うことを考えております。それも含めて審議会 の御意見をお聴きしたほうがいいということであれば、管理規程とは別に、使用 する標準的な分類表について別途御意見をお聴きすることを検討したいと考え ております。要は、保存期間の基準表としては、滋賀県のスタイルより高知県の スタイルの方が使いやすいと考えているということでございます。

#### (瀬畑委員)

私が気になっているのは、今までと同じままでは困るということでそのようなやり方をするのであれば、文書分類表を作った場合には県民に対して公表するとか審議会に対して説明をするかなど、これまでとは違って透明性のある運営をしていただきたいと思います。単に「重要」とか「特に重要」だけでは県民にはわからないと思いますので、その辺は考慮していただければと思います。

#### (事務局)

御意見はよくわかりますが、所属の数が現地機関も含め 450 ほどありますし、

年度当初に文書分類表を作っても、途中で新たなものが出てきて既存の分類で対応できなくなると年度途中に適宜必要な分類を追加するということもあります。そこまで含めてその都度審議会の御意見をお聴きするのは難しいと思いますので、先ほども申し上げましたが、本庁共通とか、現地機関共通とか、現地機関も種類ごとに同じ事務を行っている現地機関がありますので、そういった部分はあらかじめ公文書管理規程の別表に基づいて標準的な分類表を作り、その部分は審議会の御意見をお聴きするというような仕組みでいかがでしょうか。

### (瀬畑委員)

さすがに全部の所属のものを審議するといっても無理なので、標準的なものを 出していただけるというのであれば構わないと思います。どちらにしても、毎年 度当初にウェブ上で公開するなど、透明性があって県民に対しても説明できた方 がいいので、高知県のようなやり方にするのであれば、分類表を毎年1回は公表 するなど意識していただきたいと思います。

### (事務局)

今のお話は、それが公文書ファイル管理簿を公表するということだと思います。 記載事項がほぼ同じものを管理簿で公表することになりますので、そのように御 理解いただければと思います。

### (瀬畑委員)

分類は所詮分類であって、ファイル管理簿は分類表の中から更に作るものではないですかというのが一番初めの質問でして、こういう文書を作ったらこうなりますという基準表が分類表であって、ファイル管理簿は具体的な内容という話ですよね。であればこういう基準でやっていますということも公表する必要はあるのではないかという意味合いです。

#### (事務局)

どのような公文書ファイルがあるかは、分類表に載っているものは全て管理簿 に出ますので、文書分類表を公表しなくても公文書ファイル管理簿を公表すれば 同じものが公表されていると御理解いただいてよろしいかと思います。

#### (瀬畑委員)

認識にずれがあるようですし、長くなりそうですので一旦やめます。

#### (神戸会長)

瀬畑委員の御意見は、個別のものであったとしてもどういう基準に基づいて分類しているのかということを公表したほうがいいのではないかということかと思います。そこが可能であれば別途考えていただきたいということでしたが、事務局としては、量とかの関係でなかなか難しいということでしょうか。

はい。

### (神戸会長)

ではこの点については、御意見としてお聴きしておいてまた検討していくということでお願いしたいと思います。

そのほかに御意見ございますか。

# (三好委員)

基本的なイメージとしては、高知県のようなやり方でいくということですが、 例えば表にある許認可に関するもの、指導・検査に関するもの、会計検査院の検 査に関するものはどういう形で分類することになるのでしょうか。いろんな分野 にまたがりますが、各課で整理させることになるのでしょうか。

また、「特に重要なもの」が30年、「重要なもの」が10年となっており、この区分が恣意的に行われることがあってはいけないわけですが、いざ原課で分類するときにその辺りが明確になるかどうか、裁量に任せてしまうと適切に管理できているかどうか疑義が出てくるということかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

### (事務局)

ひとつは、この類型自体は、他県の事例もございますのでそういったものも参考にしながら別表自体は作成します。いろんな所属に共通している部分につきましては、私どもの課で標準的な文書分類表を作成したいと考えております。基本的には、共通している部分は各所属ではその共通の分類表を使用します。その課に固有の業務については、担当課でなければその重要性が判断できませんから、共通の分類表の内容、例えばどういったものがどのくらいの年数保存することになっているかを参考にしながら、別表に沿って保存期間を決めていくことになるかと思います。

### (三好委員)

高知県の例で挙がっているような形の標準的な共通の分類表を貴課で作られるということでしょうか。共通の分類表というもののイメージがつかないのですが。

#### (事務局)

高知県の例は分類表ではなくて、各実施機関が定める公文書管理規程の中の保存期間等を定めた表です。この表をもとに各所属が別途作成するのが文書分類表ということになります。各所属が文書分類表を作成するに当たり、例えば本庁の課であれば人事や予算などの業務はどの課でもありますから、それら共通する部分については、私どもの課で高知県のような表をもとにして、保存期間や分類の方法を標準的な分類表として作成しますので、それを各課に使ってもらうことになります。また、その課にしかない固有の業務については、私どもの課が作成し

た標準的な分類表と、高知県のような公文書管理規程で定める別表を参考にしながら、各課で分類をすることになります。

### (三好委員)

恐らく全部は網羅しきれないと思いますので、各課で考えなくてはいけないものが無数に出てくると思います。作業で混乱しないようにガイドラインが必要という気がしますので、御検討いただければと思います。

### (神戸会長)

ガイドラインで「特に重要なもの」「重要なもの」「その他」の区分基準を示す ことは考えているのでしょうか。

### (事務局)

資料1-1の1ページを御覧ください。現行の文書分類表の様式を掲載してお りますが、イメージとしては高知県の例で御覧いただいた表は基準表で、それが ガイドラインのようなものです。4階層に分かれていますが、一番上は大きなく くりなので、2番目と3番目の分類を第3分類と第4分類にもってくると、最後 の「特に重要」のところが曖昧になってしまいます。例えば、許可でも保健所で あれば旅館業の許可といったものが、高知県の表ではそこまで網羅できないので、 それは許可というくくりの中で、最後は「特に重要」とか「重要」という分け方 になってしまうのですが、それでは曖昧なので、例えば旅館業の許可であれば、 保健福祉事務所は 10 所あるのですが、10 所ごとに保存区分がまちまちなのはお かしいので、それを統一できるようにするために文書分類表の補助分類のところ へ具体的に「旅館業の許可」という公文書ファイル名を入れた上で、保存期間は 5年なら5年、10年なら10年というのを決めて、それを標準文書分類表として 使用します。つまり、保健福祉事務所にその分類表を使ってもらうために、あら かじめ決まった標準の様式の分類表を作るというのが標準文書分類表のイメージ です。したがって、ガイドラインとして高知県のような形のものを公文書管理規 程の別表という形で審議会でも御審議いただいて定めた上で、もう一段階、文書 分類表を作るときに、補助分類まで含めた標準文書分類表というものを用意する ことによって統一性を保っていきたいという考え方でございます。

#### (三好委員)

保健所の業務であれば、食品衛生法なり個別法令は補助分類に入れ込んでいくことで全部整理でき、個別法のどの業務がどこに当てはまるかというのは、補助分類を見れば分かるということで、あとは公文書管理規程の別表も見ながら当てはめて整理していけばいいという理解でよろしいでしょうか。

# (事務局)

はい。

### (三好委員)

ガイドラインさえしっかりできていれば、あまり迷うことはないだろうという 理解でよろしいでしょうか。

#### (事務局)

はい。

### (伊佐治委員)

高知県の例と滋賀県の例を見まして、どちらか選択せよと言われたら高知県の例をもとに作ることになるだろうと思いました。各課で個別の事業がありますので、滋賀県のように詳細な表を設けたとしても個別のもので判断に迷うことは出てくると思います。ただ、高知県の例で迷うのは、文書におけるひとつの分類区分が、「特に重要なもの」「重要なもの」「その他」に分かれるということです。その場合、保存期間満了時の措置のところにある「次のものは、移管」というのが重要性の判断基準にもなり得ると思うのですが、先ほど本庁の例を基に標準的なものを別途作られるということでしたので、標準のものとして作る大枠の最大公約数的なものをこの表の中に入れ込められれば、現場の職員もやりやすいのではないかと感じました。「特に重要なもの」はこういうものですというものを別途標準例として示されるのであれば、表のところにも入れ込んでおいたほうがよろしいのではないかと感じましたので、御検討いただければと思います。

# (事務局)

御意見を参考にさせていただきます。

#### (依田委員)

確認をしたいのですが、国では、審議会にかける公文書管理規程と、各課で作る標準文書保存期間基準と、それぞれのファイル管理簿を作って全て公表しているのですが、長野県では同じように3種類作成して全て公表することを考えているということでよろしいでしょうか。

#### (事務局)

3種類作成するということはおっしゃるとおりでございます。ただし公表するものについては、公文書管理規程は公表しますので当然別表も公表しますし、条例に基づきまして公文書ファイル管理簿も公表しますが、文書分類表については先ほど瀬畑委員の御質問にお答えしたとおりで、記載事項はほぼ管理簿と同様でございますので、公表することは考えておりません。

#### (依田委員)

今回、別表にどういう項目を入れるとか、分類表にどういう項目を入れるとかいった議論は特にしないということでしょうか。

そのとおりでございます。そこは別途御意見をお聴きするということでございます。

### (神戸会長)

「文書の分類・保存期間の基準」について、公文書管理規程の別表という形で 定めていくということ、その表については滋賀県のように細かな文書を決めて作 成基準に準ずるようなものを保存期間の基準として定めるのではなくて、高知県 に準じた形で作っていくということです。表の内容を補充したほうがいいとか、 基準が明確になるように定めていくことが必要だという御意見をいただきました。 方向性としては高知県のような形で定めていくということでよろしいでしょうか。

# 【異議なし】

### (神戸会長)

特に反対の御意見がないようですので、今日出た意見を踏まえて、基本的な方向性としては事務局案のとおり進めていくということでお願いします。

# (2) 保存期間の延長について

### (3) その他

(神戸会長)

では、続きまして2つ目の議題ですけれども、保存期間の延長について、それから「その他」で前回再検討するとしたことについて、一括して事務局から説明をお願いします。

### (事務局)

(資料2に沿って説明)

(前回再検討することとしたことについて、以下のとおり説明)

- 公文書ファイル管理簿の記載事項について、起算日が必要との意見を踏ま え再度整理した。
- 今の規定では、起算日は翌年度又は翌年の当初以外にはないため、前回指摘があった特定日起算の文書についても、起算は翌年度当初から始め、保存期間が満了したときに適宜延長処理を行っているのが現状。
- 今後の制度を考えるうえで、許認可に関する文書や訴訟に関する文書などは、起算日を特定の日とする仕組みの検討も必要と考える。それについては、 保存期間基準の表の中身の検討をする際に改めて整理したい。
- 管理簿の記載事項としては、起算日は記載しない方向で整理したい。
- 理由は、起算日を記載してそれを一覧表の形で表示したときに、何年の4月1日という表示が並ぶので、その中にひとつ起算日がずれている情報があったとしても埋もれてしまうから。また、結局のところ、満了日が未定である。

れば起算日が記載してあったところで意味はなく、満了日が確定していれば当然保存期間が決まっているので、逆算すれば起算日がわかるから。

○ ただ、起算日表示がないと、特定の日をもって起算する文書の場合は作成年度、保存期間、保存期間の満了日との間に空白の期間が生じてしまい、閲覧者から記載誤りだと誤認される恐れがある。そのため、管理簿には起算日がずれていることが分かる印をつける方向で検討したい。特殊なものだけに印を付けるので、起算日を一律に表示するのに比べて煩わしさが軽減され、見やすいと考える。

### (神戸会長)

ただ今の事務局からの説明に御質問・御意見ありますか。

#### (瀬畑委員)

質問が4つほどありまして、まず1つ目ですが、2ページにある、延長すると きの「文書主管課の同意」の文書主管課はどこの部署のことでしょうか。情報公 開・法務課でしょうか。

### (事務局)

はい、瀬畑委員のおっしゃるとおりで、私どもの課を想定しております

### (瀬畑委員)

もし情報公開・法務課が対象だった場合は、自分たちでやるということになる のでしょうか。それともどこか別の課がやることを想定しているのでしょうか。

#### (事務局)

私どもの課になります。

#### (瀬畑委員)

それでいいのかというのはあると思いますが、それはわかりました。

2つ目の質問ですけれども、延長理由についてはファイル管理簿には数字の(1)から(5)までしか載らないという話でしたが、(5)の延長をするときは文書主管課に対してはただ単に(5)を選びましたではなくて、こういうことで延長しますと具体的に書いて申請することになるという理解でよろしいでしょうか。

#### (事務局)

同意を求める対象についてはおっしゃるとおりでございます。

#### (瀬畑委員)

同意を求める対象というのはどういうことでしょうか。

全てではございませんので、例外的に30年を超えるものについては同意を求めるという仕組みを考えているということでございます。

### (瀬畑委員)

ということは、そうではない延長に関しては基本的には所属が延長したいと言えばそれは自動的に延長されるという、ここはダブルチェックが全く入らないという理解でよろしいでしょうか。

### (事務局)

おっしゃるとおりです。御意見のあるところではあると思いますが、今日の資料の2ページの見直し案のところの(5)ですけれど、原則は所属長が必要と認める期間で、ただし30年を上限とする、文書主管課が認めた場合は30年を超えて定めることができるという内容で考えておりますので、あくまで同意を得る場合だけ延長の理由を私どもの課でチェックする仕組みを考えております。

### (瀬畑委員)

ということは、延長するときの理由説明は文書主管課に対しても 30 年を超えない限りはしなくてもいいということでしょうか。

### (事務局)

この案はそういうことでございます。

# (瀬畑委員)

理由もなしに(5)を選んで延長されるというのは、実際に県民からなぜ延長したのか問われたときに説明できないことになりませんか。さすがにそれは具体的にこういう理由で延長しますということを少なくとも一筆書かせるということでないと、安易な延長が増えて県民に対する説明責任が果たせるのか疑問なのですがその辺はどうお考えでしょうか。

#### (事務局)

前回も延長についての御意見をいただいたので、今回の見直し案を検討するにあたって瀬畑委員がおっしゃる観点でも十分に検討はしたのですが、結局国とか条例先行県の状況を見ても延長の理由自体が様々で基準を作ること自体難しいので、その中でチェックするという手続を設けたところで何がよくて何がダメかというのを審査することに意味がなくなってしまうのではないかと。延長するということは、現用文書として引き続き管理していくということで廃棄するわけではありません。ただ今までと違うのは、条例の中で現用文書として使わないものは速やかに廃棄するかもしくは必要なものは移管しましょうという手続を定めたということです。おっしゃるとおり、移管を進めるという観点からは所属長の判断で誰もチェックせずに延長を認めていいかということもありますので、ではどう

すればいいかということを国や先行県の状況を調べた中で、今申し上げたとおり 理由は様々で基準を作れない以上、審査するという手続だけでは歯止めにならな いと考えます。ただそうは言っても、永年をやめて30年という保存区分を上限に した以上、それを超えて延長するときは個別に私どもの課でチェックをするとい う手続でどうかというところで今回の案を示させていただいたところですが、い かがでしょうか。

### (瀬畑委員)

最終的に審査をするかしないかは別問題として、県民から理由を聞かれたとき に説明できないのは問題があると思います。延長は自動的に認めざるを得ないと いうたてつけになっているでしょうからそれは仕方ないにしても、きちんと理由 は書かせた上で延長を認めるというやり方にしないと、いざ聞かれたときに答え られないのはまずいと思いますので、御検討いただければと思います。

#### (事務局)

公表する公文書ファイル管理簿には、2ページの(1)から(5)までの数字は記載しますので、どういう理由で延長しているかということは公文書ファイル管理簿上で分かります。瀬畑委員がおっしゃっているのは、(5)についてどんな理由で延長したのか説明できないのはまずいという御趣旨かと思うのですが、それは各所属で延長するときには決裁を取りますので、少なくとも公文書ファイル管理簿で(5)で延長しているというのが表示されれば、そこの部分について具体的にどういう理由で延長しているのかにつきましては、それぞれの所属は説明できると考えております。

#### (瀬畑委員)

なるほど。30年延長すると延長したときの職員はいなくなっていて、文書として残っていないとその所属の人も説明できなくなるのではないかというところがあるので、そのようにしていただければと思います。

残り2つの質問ですが、延長の仕方について、上限を30年とすることはいいと思いますが、5年保存の文書を1回で30年延長できるというのは問題があると思います。例えば保存期間5年の文書であれば元の保存期間を超えない期間までしか1回では延長できない仕組みを想定されているのでしょうか。要するに、1回の延長が全部30年になってしまうのか、1回の延長は5年とか刻んでいくのか、刻み方をどのようにお考えなのかというのがひとつです。

2つ目は、そうだとすると 30 年保存の文書を 1 回で 30 年延長してしまうと実質的には 60 年となって、作成した人が生きているかわからない時期まで保存するということになると思いますので、1回で延長できる年数は 10 年を上限として、10 年ごとに延長が必要なのかを見直した上で、合計の上限を 30 年とするなど、1回で延長できる年数を制限した方がいいのではないかと思うのですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

まず1点目ですけれど、今の案では元の保存期間に関わらず上限の30年までは必要に応じて所属の判断で延長できるということにしております。延長の理由は先ほど説明いたしましたとおりで、類型化を考えたのですが理由は様々で困難という中で、条例先行県等においても、例えば元の期間30年と延長期間30年のトータル60年超える場合で、かつ職務遂行上の必要性が乏しい等々の理由がある場合にそれぞれの担当課に見直しを求めることができるというような規定になっていますので、現実的にそこを分けるのは難しいと考えています。

年数につきましても、他県の状況を参考にさせていただく中で、高知県では延長できる期間は 30 年を上限としておりまして、これを参考に線の引きどころを 30 年としております。

# (瀬畑委員)

先行県でやっていないから長野でやってはいけないということではないと思いますし、むしろ長野県が先駆的な例になってもいいと思っています。5年保存のものをいきなり30年延長とするのであれば、そもそもそれは30年保存の文書であるべきだったということになって、それは分類の仕方がおかしいという話になりますので、例えば最初に設定されている保存期間分までしか延長できないようにしてしまうやり方もあると思います。自分も利用者なので分かるのですが、情報公開手続は凄く面倒で、墨を塗られることも多くて、情報公開請求される職員の側も対応が大変だと思います。だから歴史館に渡して、時の経過とかを踏まえた上で速やかに出せるとした仕組みの方が望ましいと思っているので、安易に延長できる仕組みにしないようにする必要があるのではないかという問題意識を持っているのですが、延長の上限は考えなくていいのでしょうか。ほかの委員の方にも聞いてみたい話ではあります。

#### (神戸会長)

この延長期間の上限の問題について、瀬畑委員から、1回で延長できる年数を制限して「刻む」方がよいのではないか、というような御意見がありましたがほかの委員の皆様いかがでしょうか。

# (三好委員)

2ページのところに(1)から(5)までありますが、(1)から(4)までは起算点がはっきりしているから問題ない、ところがどうしてもいろいろな文書というものがあって、どのくらい職務に必要かということの線引きはできませんので、「必要と認める期間」という担当の行政機関の裁量が介在するのは止むを得ないだろうというのは前提として考えなければいけないと思います。その上で、瀬畑委員が懸念されている期間をどうするかということですが、少なくとも文書がきちんと管理されているかということが一番重要だと思いますが、保存期間を延長した場合にその延長に本当に合理性があるのかどうか、それが裁量の逸脱になっていないかについてもある程度チェックする必要があると思います。例えば三重

県や滋賀県では一定のチェックがかかる書きぶりになっていますよね。理由を書いてもらった上で、どこかで合理性があるかどうかチェックが働き、改善を求めることができるというような仕組みがあればいいのかなと思います。例えば三重県のように、職務遂行上の必要性が乏しいにも関わらず、延長した場合の延長後の保存期間が一定である場合には改善を求められるとか、何らかの第三者的なチェックが庁内で働くようにした方がよいと思います。

それと、本来であれば長く保存しなければならない文書を、軽微なものとして扱って捨ててしまうことが現に問題になっているのであって、長くすること自体は必ずしも悪いとは言えないと思います。長く保存するものを短く保存して「もう捨てました」としてしまうこと、そんな事例が国でもありましたけれど、そういうことはないようにするということですね。そこをどのように担保するか伺えればと思います。

#### (事務局)

三好委員から御指摘いただいたとおりで、私どもも必要な文書を廃棄してしまうということが一番問題だと考えております。確かに、歴史的な公文書として利用に供していくということも、歴史的に後々検証をしていただくという観点からは非常に大切だとは思いますけれども、現用文書として実際に業務に必要としているという部分において、業務に必要がなくなったときに歴史的な文書として移管することになりますので、どちらの優先度が高いかと言えば業務で使用しているという方が高いのかなと考えているところでございます。ですので、ただ今頂戴した御意見のようなことがないように、きちんとした形で、毎年公文書ファイル管理簿も公表してまいります。

#### (依田委員)

この資料の(1)から(4)について、延長期間は終了した日が属する年度の末日、これはいいと思います。ただ(5)について、30年上限はこれでいいと思うのですが、所属長が必要と認める期間なので5年の場合もあるし、1年の場合もあるし、30年の場合もあるということでこれはいいと思うのですけれども、文書主管課の同意を得た場合30年を超えて定めることができる、これが分からないのですけれど、これはどんなケースが考えられるでしょうか。

#### (事務局)

前回保存区分については永年を廃止して上限を 30 年にすると決めさせていただいたものですから、確かにおっしゃるとおり基本が 30 年なのに 30 年を超えて定めることができるというころに違和感があるという御意見かと思います。実際にどんな例があるかと考えた場合に、例えば県が設置した構造物で耐用年数が 30 年を超えるものもあります。一応全体の整理として上限を 30 年とはしましたけど、30 年経ったところで引き続き構造物がある場合に作った当時の図面等を廃棄していかというと、構造物の維持・補修をしていくためには当然当初作った図面等が現用文書として必要だということはあると思いますので、原則 30 年という

ことで歴史的公文書の移管を進めていく中で、30年経ったところで更に30年以上保存しなければいけないということも可能性としてはあり得るので、例外的に取り扱える余地を残しておくという考え方でございます。

### (依田委員)

保存期間の延長は1回に限られているわけではないと思うのですが、30年後にまた延長すればいいだけで、一遍に60年とか100年とかそういうふうに決める必要はあるのでしょうか。

#### (事務局)

それはおっしゃるとおりでございます。延長回数を制限するわけではありませんので保存期間の上限を30年として30年の延長を何回か繰り返せばいいという考え方もあると思います。

ただ、国とか条例先行県の例を見ますと、基本的な保存期間の上限を30年としつつ延長については30年で区切らずに40年、50年と延ばせる仕組みを採用しておりますので、それに倣った案で見直し案として説明をさせていただいておりますけれど、先ほどの瀬畑委員の御意見も含めて、ここはいろんな制度の作り方があると思いますので、1回の延長は30年を上限としてその例外は設けず30年後に延長の手続きを取るという考え方もあると思いますし、上限を30年にせずに10年で区切ったらどうかとか、それから3年、5年、10年については1回に延ばせる年数はそれぞれの年数を上限にするべきという考え方もあると思いますので、そこは今日御意見をいただいて改めて検討させていただきたいと思っております。

#### (依田委員)

延長期間は30年を上限ということでいいと思うのですけれども、それは30年上限を1回で区切って、最初から60年とか100年とか延長せずに30年ごとに区切っていく方がいいと思います。

#### (伊佐治委員)

延長する場合の理由のところですけれども、今回、公文書について見直しする一番の目的は公文書管理の透明性を高めるというところにあると思います。そうしますと、やはり現用文書で持っている以上は県民の皆様がその文書を見るためには情報公開条例に基づいてということになってきますので、30年経ったときに、個人情報ですとか法人や団体の情報をまだ公表できない場合には延長しなければならないという判断も出てくるかと思います。今でも情報公開で非公開や一部非公開にするときに行政は必ず理由を示して決定をしているので、私は現用文書を延長するときは理由を公開するべきだと思います。

# (神戸会長)

保存期間の延長について皆様から御意見をいただきまして、私としても延長が 制限なく所管課の考えで出来てしまうのは問題のある部分だとは思いますけれど、 一方でどうしても所管課でないと判断できない文書というのはあると思いますので、先行県ですとか国の基準に従って、基本はこの事務局案のとおりで進め、今日御意見が出たように、例えば期間で当初の保存期間を超えないようにするべきだとか、もともとの保存期間の上限が30年なのに30年を超えて延長を認めるのはおかしいのではないかというのもそのとおりだと思いますので、その辺をもう一度事務局で整理していただいて再提案いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それから、管理簿の記載の件についても御説明がありましたが、ここについては特によろしいでしょうか。前回の意見を踏まえて検討した結果として、事務局からは(1)から(5)の数字で記載するという案が出ております。起算日のところも、前回起算日を記載した方がいいのではないかという意見がありましたが、その辺はいかがでしょうか。今日の説明ですと、特に事務に支障はなく、起算日を入れても意味のある記載にならないのではないかということ、代わりに印を付けた方が分かりやすくてよいのではないかという御説明でしたが、ここについて反対の意見はありますでしょうか。

### (瀬畑委員)

延長理由を管理簿に載せる件は私もそこは数字だけでいいと思います。先ほどの繰り返しになりますが、県民からこの(5)は何ですかと問われたときに保管所属が理由を説明できるように文書を作っていないとまずいというのが私の意見です。それ以外については問題ないと思います。

ひとつだけ遡って確認させてください。依田委員とのやり取りで気になったのですが、延長の上限を30年にするというのは、30年延長してまた30年延長する場合にも文書主管課の同意は必要ないという解釈でしょうか。

### (神戸会長)

そういうことだと思いますが、よろしいですよね。30年を超えるものだけ同意 が必要ということで。

### (事務局)

はい。

#### (瀬畑委員)

他県の場合は保存期間が通算で 60 年を超えないというのがひとつの歯止めとなっていると思います。滋賀県や三重県の場合は 30 年プラス 30 年の 60 年が原則としては上限という言い方になっていて、そこの歯止めが私は必要だと思うので、やはり「60 年を超える場合には」という滋賀や三重の書き方は必要だと思います。そこはどちらにしてももう一回この話は出ると思いますので御検討いただければと思います。

### (神戸会長)

その辺も含めて事務局でもう一度整理していただいて、次回再提案いただくということでよろしいでしょうか。

では、公文書管理簿については今回事務局から検討の結果の回答がありましたので記載事項はその方向で整理していくということでよろしいでしょうか。

# 【異議なし】

# (神戸会長)

ありがとうございます。

ほかに何か委員の皆様からありますでしょうか。

# (三好委員)

念のため先ほどの議論に関連して確認させていただければと思いますけれど、 今出た議論で滋賀とか三重とかであった、見直しを求めるとか改善を求めること ができるとかこういうチェック規定では今の案では入っていたかどうか。

# (事務局)

入っておりません。

# (三好委員)

そこのところも含めて検討いただくということでしょうか。

# (事務局)

はい。

### (神戸会長)

予定していた会議事項は終了とします。

### 《次回の日程調整》

〇 令和3年1月25日(月)午前10時から2時間程度、松本市内で開催することを決定

#### 3 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和2年12月11日

長野県公文書審議会 会長